



連載「人権シリーズ」
輝く人権

●問い合わせ

役場人権推進課 人権推進係
☎096(293)0863

■高齢者の人権について考え
ましよう

●高齢化社会

近年、わが国では、平均寿命の延びや少子化などを背景に、急速に高齢化が進行しており、およそ、4人に1人が高齢者となっています。

地域社会や家族関係が変化してきたことで、一人暮らしや、高齢者夫婦だけの世帯が多くなり、生活面や健康面、介護、地域での交流や生きがいなど、多くの不安を抱えています。高齢者に対するいじめや虐待、介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶ちません。

●高齢者と地域

知識や経験を生かし、地域や社会に貢献する高齢者もいますが、年齢だけを理由に地域や家庭などで、本人が希望する役割や社会参加の機会を与えられない高齢者も少なくありません。豊かな高齢社会を実現するために

は、豊富な知識を持った高齢者に対し、住み慣れた地域で、若い世代と共に地域社会のさまざまな活動に参加できるような社会環境づくりを、私たちが進めていく必要があります。

●高齢者の虐待

介護者による虐待も大きな問題となっています。虐待には、身体的・心理的・経済的虐待のほか、食事を与えない、病気になるっても病院へ連れて行かないなどの介護放棄も含まれます。虐待の要因はさまざまですが、介護の負担やストレスが要因の一つともなるため、介護者は適切な介護サービスの利用や相談などにより負担軽減を図る必要があります。

●高齢者の人権を守るために

高齢者に対する人権侵害を無くすため、これまで高齢者が果たしてきた社会的役割や、加齢による影響、不安などを正しく理解・認識することが必要です。家庭内や介護者だけでなく、私たち地域社会全体で、高齢者をはじめ、さまざまな人権について考えていきましょう。



連載「人権シリーズ企画」
キラキラめく男女

●問い合わせ

役場人権推進課 男女共同参画推進係
☎096(293)0863

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
という言葉を知っていますか

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念です。性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフサイクルを通して、権利として捉える概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」という言葉は、当事者である女性自らが自己決定することを表しています。この権利は、全ての人がジェンダーに基づく暴力に

よって傷つけられず、身体・性について正しい認識を持ち、健康を確保して豊かな生涯を送ることが出来る社会を作るためのものです。

妊娠するのは女性であり、男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期には月経が始まり、その後は毎月の月経についてのトラブル、胎児を育てる子宮には、子宮内膜症、子宮筋腫、子宮がんの発生、乳がんの問題などが出てきます。

つまり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、避妊、不妊、中絶、性暴力、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。

私たちが豊かな生涯を送るための基本として、「心とからだの健康づくり」は必要不可欠です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解し、「自分のからだは自分で守ること」から実践していきましょう。そして、家族やパートナーにも、その大切さを伝えていきましょう。



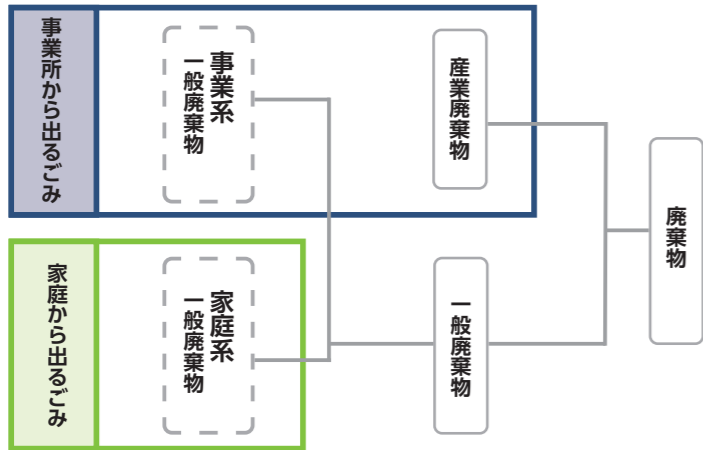
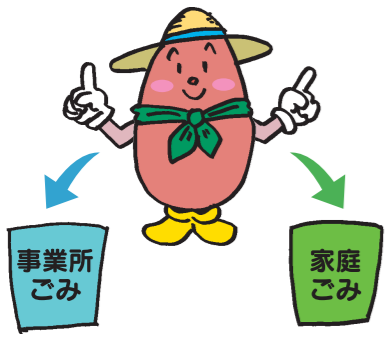
●事業所の「ごみまわし」

生活に密接に関わっているごみについて、「なぜ分別をしないといけないの?」「そもそも、ごみの定義って何?」「家から出るごみと、会社から出るごみて違うの?」など意外と知らないことはありませんか。

今回は、事業所兼自宅で過ごしている家庭を例にごみの基礎知識を解説していきます。

●どのように分別すればよいでしょうか

初めに、事業所から出るごみと家庭から出るごみをしっかりと区別するところから始めなければなりません。それぞれ処理する業者が異なるので、家庭ごみと事業所ごみのごみ箱を分けることから始めましょう。また、事務所から出るごみをしっかりと分別することで、処理費用を抑えることができ、ごみ減量化を推進することで企業のイメージアップにもつながります。



●ごみは2種類に分けられます

廃棄物処理法により、事業所から出るごみのごみを「産業廃棄物」、家庭から出るごみを「(家庭系)一般廃棄物」と決められています。

●例外もあります

事業所から出るごみでも、産業廃棄物とならないものがあります。それを、「事業系一般廃棄物」といいます(左図参照)。ただ、その数はあまり多くはありませんので、具体例で詳しく見ていきましょう。

●具体例を見ていきましょう

どのようにごみを分けていけばいいのかわ、具体的な例を見ながら確認していきましょう。

●事業所から出るごみ

産業廃棄物の例



事業系一般廃棄物の例



●家庭から出るごみ

家庭系一般廃棄物の例



●ごみの種類に応じた処理方法

産業廃棄物：産業廃棄物の処理ができる業者に処理を委託する必要があります。

事業系一般廃棄物：事業系一般廃棄物の処理ができる業者に処理を委託する必要があります。

家庭系一般廃棄物：家庭ごみの収集日に出すことができます。町が配布しているごみカレンダーに従って出してください。

事業所から出たごみについては、町ホームページに詳しく掲載しています。

町ホームページ用
二次元コード

